福島県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

` <u> </u>	_ •	11)	- FI V () I /							
区	分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質	収	支	人 件	費	人件費率	(参考)
		(23年度末)	A					В	B/A	22年度の人件費率
23年月	度	人	千円		千	円		千円	%	%
		1,991,865	2,231,214,824	5,980	6,441		275,881	,976	12.4%	31.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	給		与	費	一人当たり	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
	26,996	126,975,243	22,883,732	45,283,380	195,142,355	7,229	

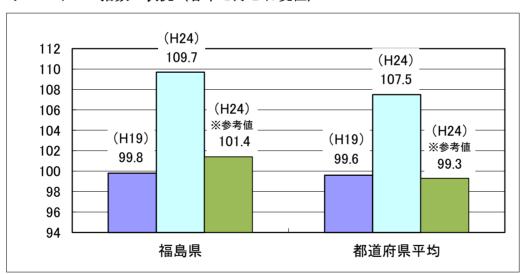
(参考)都道府県平均					
一人当たり給与費					
千円					
7,107					

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額の5%、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っている。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与 水準を示す指数である。
 - 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧 告	給与改定率
	А	В	А-В	(改定率)	
24年度	円	円		%	%
	386,022	381,317	4,705	_	_

(参考	<u>*</u>)			
国	Ø	改	定	率
				%
				70
		_		

②特別給

区	分	民間の支給		公務員の		較差		勧告	年間支給月数
		割合	А	支給月数	В	А-В		(改定月数)	
24年度	ΛŧΓ		月		月		月	月	月
		3.90		3.90		0.00		_	3.90

(参考))			
玉	\mathcal{O}	年	間	
支	給	月	数	
				月
	3.9	95		

2 一般行政職給料表の状況(24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	137, 900	188, 900	226, 700	266, 400	294, 300	326, 200	372, 300	420, 800	473, 500	539, 400
最高号給の 給料月額	247, 900	313, 700	361, 500	396,000	410, 900	438, 400	464, 700	487, 200	547, 800	580, 800

⁽注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
区分				(国ベース)	
福島県	43.7 歳	345,500	426,067 円	375,710 円	
玉	42.8 歳	304,944 円		372,906 円	
<u>re</u>	42.0 成	(329,917) 円		(401,789) 円	
都道府県平均	43.5 歳	336,945 円	420,960 円	377,603 円	

⁽注) 月例給については、県、国ともに勧告が見送られた。

⁽注) 特別給については、勧告が見送られた。

②技能労務職

				公 務 員				参考		
	区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間の	平均年齢	平均給与月額	A/B
		平均平町	概貝奴	干均和材力額	(A)	(国ベース)	類似職種	平 均 中 m	(B)	A/ D
福島	県	52.7 歳	320 人	375,500 円	420,745 円	396,934 円	_	_	_	_
	うち運転手	52.3 歳	125 人	382,500 円	435,263 円		自家用自動車 運転者	56.0 歳	181,500 円	2.40
	うち用務員	52.8 歳	59 人	370,500 円	399,473 円	389,207 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.93
	うち守衛	57.1 歳	4 人	381,300 円	414,700 円	393,800 円	守衛	56.5 歳	200,800 円	2.07
玉		49.7 歳	3,479 人	270,465 円	- E	307,506 円		- 歳	- 円	
141		43.1 所以	5,419 人	(285,030) 円		(323,181) 円		成	Г	
都道	府県平均	50.2 歳	461 人	333,067 円	389,758 円	366,292 円	_	- 歳	- 円	_

[※] 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年~23年の3ヶ年平均)

[※] 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

		参考						
	区 分	年収ベース(試算値)の比較						
		公務員	民間	C/D				
		(C)	(D)	C/D				
福島	- 県		1					
	うち運転手	6,893,456 円	2,275,000 円	3.03				
	うち用務員	6,404,076 円	2,861,400 円	2.24				
	うち守衛	6,660,200 円	2,663,900 円	2.50				

[※] 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額		
福島県	43.8 歳	394,100 円	437,352 円		
都道府県平均	44.8 歳	384,152 円	444,582 円		

④小·中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島県	46.4 歳	404,000 円	443,970 円
都道府県平均	43.8 歳	370,304 円	423,923 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
区分				(国ベース)	
福島県	38.6 歳	324,600 円	438,399 円	350,470 円	
围	41.2 歳	297,622 円		346,716 円	
<u>r</u>	41.2 成义	(316,195) 円		(367,421) 円	
都道府県平均	39.3 歳	322,203 円	462,861 円	367,205 円	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、 特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再 計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、 給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2)職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

区分	7	福島県	国
一般行政職	大学卒	181,800 円	163,987(172,200) 円
	高 校 卒	146,900 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	155,250 円	_
	中学卒	139,800 円	_
高等学校教育職	大学卒	203,100 円	_
	高 校 卒	157,500 円	_
小·中学校教育職	大学卒	203,100 円	_
	高 校 卒	157,500 円	_
警 察 職	大学卒	208,000 円	190,460(200,000) 円
	高 校 卒	167,500 円	153,797 (161,500) 円

⁽注)福島県職員欄における上記初任給の給料月額は、給料の削減措置前の額である。

国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(24年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	270,600 円	328,500 円	370,700 円
	高 校 卒	214,200 円	267,900 円	325,800 円
技能労務職	高 校 卒	在職者なし	在職者なし	313,300 円
	中学卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
高等学校	大学卒	311,400 円	367,900 円	409,900 円
教育職	高 校 卒	在職者なし	在職者なし	312,200 円
小·中学校	大学卒	312,400 円	368,200 円	403,900 円
教育職	高 校 卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
警 察 職	大学卒	293,200 円	349,600 円	384,800 円
	高 校 卒	257,900 円	293,100 円	343,700 円

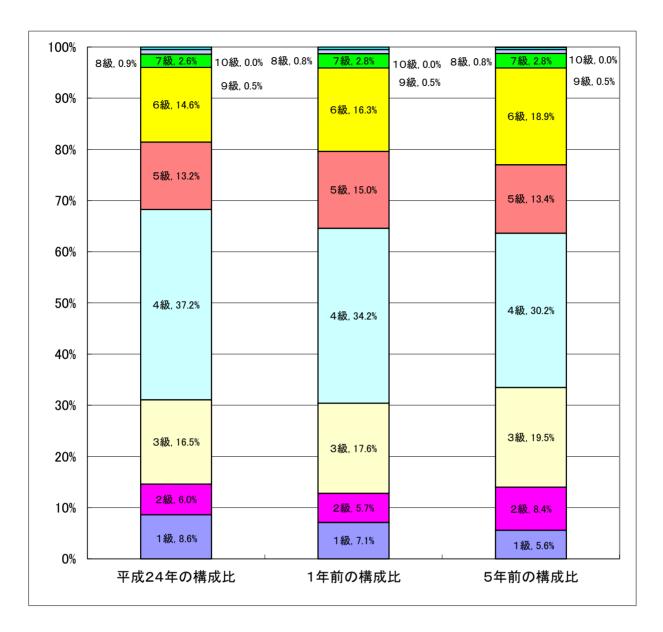
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (24年4月1日現在)

Þ	区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1	級	主事、技師	人	%
	/DX	T + / (X P)	513	8.6
2	級	主事、技師	人	%
	102	7.7. (Apr)	359	6.0
3	級	主査、副主査	人	%
	707	THE MILLS	987	16.5
4	級	主任主査、主査	人	%
	102		2,228	37.2
5	級	副課長、主任主査	人	%
	102		793	13.2
6	級	本庁課長、主幹	人	%
	/DX	7T71 MAX 1.TT	878	14.6
7	級	本庁次長、本庁課長	人	%
	102	2194 DCX (2194 BCX	153	2.6
8	級	本庁次長	人	%
	/DX	777700	52	0.9
9	級	本庁部長	人	%
	11/2	ETTY BRAC	32	0.5
10	級	本庁部長	人	%
10	/12/	7777 1172	2	0.0

⁽注) 1 福島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

² 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

平成22年10月から特別職を除く全職員を対象に能力・業績に基づく人事評価の試行を実施し、平成23年度に本格的実施を予定していたが、震災等の影響により制度実施を延期している。

2 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価の試行中であり、昇給への反映は行っていない。

5 職員の手当の状況

(1)期末手当·勤勉手当

(<u>+//yi/l+ i </u>	#J/E J —							
福	島		県	国				
1人当たり平均支	給額(23年度)				_			
		1,644	千円					
(23年度支給割合	`)			(23年度支給割合)				
期末	手当	勤勉手	当	期末手	当	勤勉手	当	
2.5	5 月分	1.35	月分	2.60	月分	1.35	月分	
(1.4	0) 月分	(0.65)	月分	(1.45)	月分	(0.65)	月分	
(加算措置の状況	()			(加算措置の状況)				
職制上の段階、職	浅務の級等による		職制上の段階、職務の級等による加算措置			置		
・ 役職加算 5~20%				・ 役職加算 5~20%				
• 管理職加算 1	5~25%			· 管理職加算 10	~25%			

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

福	島	県		国	
(支給率)	自己都合	勧奨•定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	7 41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	7 59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	7 59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置	置	
定年前早期退職	特例措置(2%~2	0%加算)	定年前早期退職	战特例措置(2%~20	%加算)
1人当たり平均支給額	6,689 千円	28,528 千円			

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績(2			71,364 千月	Ч	
支給職員1人当たり平均	支給年額(23年度決算)		977,589 F	9
支給対象地域	支給対象職員数	支給率		国の制度(支給	率)
東京都特別区	21 人	18	%	18	%
大阪府大阪市	5 人	15	%	15	%
愛知県名古屋市	3 人	12	%	12	%
茨城県つくば市	1 人	12	%	12	%
宮城県仙台市	4 人	6	%	6	%
埼玉県加須市	7 人	6	%	6	%
茨城県ひたちなか市	1 人	6	%	6	%
北海道札幌市	4 人	3	%	3	%
静岡県三島市	1 人	3	%	3	%
栃木県小山市	1 人	3	%	3	%
群馬県前橋市	1 人	3	%	3	%
医師	31 人	15	%	15	%
上記以外の全市町村	26,916 人	0	%	0	%
平 均 支	給 率	0.3	%	0.3	%

⁽注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

また、上記のほか、他の都道府県の警察官であった者が平成23年12月28日(適用日)以後に、福島県の 警察官となった場合の特例措置の対象となる職員に対しては、適用日の前日に在籍していた支給対象地域に 係る支給率等により支給している。

(4)特殊勤務手当(24年4月1日現在)

4) 特殊 	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1			1,980,701 千円
支給職員1人当たり平均	支給年額(23年度決算)		200,719 円	
職員全体に占める手当支	ご給職員の割合(23年度)		38.9 %	
手当の種類(手当数)				29
手当の名称	主な支給対象職員		上 上な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場作業手当	建設事務所等に勤務する職員	高別上等	「、トンネル内、道路 その危険な現場にお 「行う作業に従事した	日額240円~450円
水中作業手当	水産試験場等に勤務する職員	ける	、作業、冬期間にお 魚類の採卵作業等 と事した場合	日額270円 (潜水作業は1時間につき 310円~1,500円)
爆発物取扱等作業手当	警察職員又は地方振興局に勤務する職員	薬類 施設 調査	終物の処理作業、火 質、高圧ガス等製造 はにおいて行う災害 医等の作業等に従事 場合	日額250円〜4,600円 (爆発物処理作業は1回に つき4,600円)
航空業務手当	右記業務に従事した職員	災害	歴機に搭乗して行う 評調査、捜索救難等 詳に従事した場合	1件当たり1,900円~5,100円 ※危険を伴う場合など業務 内容に応じた加算あり(上限 7,500円)
家畜等取扱手当	畜産研究所、家畜保健衛生所、 保健福祉事務所等に勤務する職 員	取、 する	生牛馬豚の精液の採家音保健衛生に関病性鑑定、とさつ検いの作業に従事した	日額240円〜1,740円 月額4,000円(専ら従事)
死体処理手当	警察本部(検視等)の職員	死体	なの処理、検視等の をに従事した場合	日額1,100円~2,200円(死体収容、搬送等) ※死体の数、状況に応じた加算あり(上限4,400円) 1体3,200円(検視、解剖補助) ※死体の状況に応じた加算あり(上限6,400円)
感染症防疫等作業手当	保健福祉事務所、家畜保健衛生 所等に勤務する職員	る診 染区	生症汚染区域におけ療、家畜伝染病汚 療、家畜伝染病汚 医域等における防疫 等の作業に従事し 合	日額290円
有害物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	して うち おそ	所物又は薬物を使用 行う試験、研究等の 著しく健康を害する れがある作業に従 た場合	日額290円
放射線取扱手当	診療放射線技師又は試験研究機 関に勤務する職員等	によ	クス線照射装置等 る放射線を照射す 業に従事した場合	日額240円 (給料の調整額の支給をうけ ない職員の場合1,340円)
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	災害ける	な自然災害、事故 その発生現場等にお 災害警備、遭難救 その作業に従事した	日額480円〜840円 ※危険を伴う場合など作業 内容に応じた加算あり(上限 1,680円) (福島第一原発敷地内、警 戒区域内等での作業の場 合、日額660円〜40,000円)
用地交渉等手当	建設事務所等に勤務する職員	現地取得	日額650円 (勤務時間外に行われた場 合975円)	
教員特殊業務手当	県立学校又は市町村立学校の教 論等	行う 急業	算業務等に従事した	日額1,200円~12,800円

教育業務連絡指導手当	県立学校又は市町村立学校の教 諭	教務、生徒指導等の業務に当たる主任等で困難な業務に従事した場合	日額200円
県税賦課徴収手当	地方振興局(県税部)等に勤務する職員	県税の賦課又は徴収の ため納税者、滞納者等 に直接接し、又はこれら に関係する機関を訪問 して行う業務に従事した 場合	日額1,050円 月額20,000円(専ら従事)
技術者養成指導手当	テクノアカデミー等の職員又は右 記の訓練指導に従事した職員	教育職給料表の適用を 受けない職員が、職業 教育等の専門的知識を 必要とする授業を担当 し、又は消防に関する訓 練指導等に従事した場 合	日額460円(訓練指導) 給料月額×6/100等(授業 担当)
乗船業務手当	右記業務に従事した職員	漁業指導船に乗り組 み、漁業に関する指導、 航海実習指導等の業務 に従事した場合	日額490円 (機関室作業の場合780円)
保健福祉等特殊業務手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	生活保護法、児童福祉 法等の保健衛生関係法 の規定により、要保護者 等に接して行う一定の 業務に従事した場合	日額340円〜610円 月額12,800円(生活保護関 連対象職に専ら従事)
夜間等特殊業務手当	警察署、児童相談所等に勤務す る職員	深夜に行われる犯罪捜査、交通取締り、要保護 児童の介助等の業務に 従事した場合	1件当たり230円~7,200円
環境衛生検査等作業手 当	右記業務に従事した職員	公害防止に関する法令 の規定に基づき現地で 行う健康被害のおそれ がある検査の作業等に 従事した場合	日額350円
犯則取締等手当	地方振興局(県税部)等に勤務する職員	地方税法の規定に基づ く犯則事件の調査、漁 業法等の規定に基づく 検査、検挙等の業務に 従事した場合	日額500円~550円
犯罪捜査等手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員	防弾装備を装着して行う銃器犯罪捜査、その他の犯罪捜査、被疑者の逮捕の業務に従事した場合	日額310円~1,640円
交通取締等手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員	道路上において行う道 路交通法等違反者の取 締り等の業務に従事し た場合	日額280円〜460円 (夜間の場合420円〜690 円)
鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員	犯罪鑑識の作業並びに 理化学、法医学又は銃 器弾薬類の知識を利用 して行う鑑定の作業に 従事した場合	日額310円 (現場での作業の場合560 円)
護衛等手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員	天皇、皇族等の身辺警護、核燃料物質等の輸送警備の業務に従事した場合	日額640円~1,150円
警ら手当	警察本部又は警察署に勤務する 職員	警ら、治安警備又は雑 踏警備に係る警備実施 の業務に従事した場合	日額340円~560円
病院等特殊業務手当	総合療育センター等に勤務する 医師等	専ら診療に従事した場 合等	日額410円 月額20,000円~50,000円 (専ら従事)

野犬捕獲作業手当	保健福祉事務所に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲 又は抑留の作業等に従 事した場合	日額350円~1,100円 月額7,500円(専ら従事)
兼任授業担当手当	高等学校に勤務する教諭等	本務としての業務以外 に行う高等学校の夜間 の課程の授業等に従事 した場合	授業1単位時間1,200円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員で規則で定めるもの	2又は3の学年の児童又 は生徒で編制されてい る学級における授業又 は指導	日額290円~350円

(5)時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	3	年	度	決	算)	7,505,594 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給 年	額	(23	年 度	決 算	()	932,256 千円
支	給	実	績	(2	2	年	度	決	算)	6,036,156 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給年	額	(22	年 度	決算	.)	813,388 千円

(6) その他の手当(24年4月1日現在)

手 当 名	ヨ (24千4月1日9 内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支 給 (支給額) 配偶者13,000円等	同じ	_	3,303,927 千円	233,559 円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る) (支給額) 借家等:上限27,000円	一部 異なる	支払家賃 9,500円以 上を対象	1,860,616 千円	306,324 円
初任給調整手当	医療職給料表(一)の適 用を受ける職員で採用困 難と認められる職に一定 期間支給 (支給額) 勤務地及び支給年次に応 じた額	一部 異なる	人材確保 等のため当 分の間 50,000円を 加算した額 を支給	103,583 千円	1,418,945 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を 負担し、又は自動車等交 通用具を使用することを 常例とする職員等に支給 (支給額) 交通機関利用:6箇月定 期券等の価額による一定 額 交通用具使用:通勤距離 に応じた額(上限47,700 円)	一部 異なる	運賃等相 当額が 61,000円超 の場合、超 える額の 1/2を加算	2,991,032 千円	136,104 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給(支給額)基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円~45,000円	一部 異なる	加算額の 交通距離 区分につい て、300km までを交通 距離50km ごとに区分	400,093 千円	310,631 円
管理職手当 (給料の特別調整 額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給(支給額)職務の級及び職の区分に応じた額(定額)	一部 異なる	一般行政 職の場合、 4級5種 45,400円~ 10級1種 139,300円 を支給	1,792,827 千円	631,054 円
特地勤務手当等	山間地その他生活の著し く不便な地に所在する公 署に勤務している職員に 支給 (支給額) 給料及び扶養手当の月額 の合計額に支給地域ごと に定める割合を乗じた額	同じ	_	421,789 千円	382,748 円

定時制通信教育手当	県立高等学校において定 時制の課程又は通信教育 に従事する教育職員に支 給 (支給額) 月額8,000円~24,000円			34,021 千円	250,154 円
産業教育手当	県立高等学校において産 業教育に従事する教育職 員に支給 (支給額) 月額11,000円~23,000円			160,973 千円	286,939 円
義務教育等教員特 別手当	義務教育諸学校(県立盲 学校、県立聾学校等)、高 等学校又は市町村立学 校に勤務する教育職員に 支給額) 8,000円以内で職務の級 及び号給に応じた額			1,203,142 千円	74,350 円
農林漁業普及指導 手当	農業、林業又は水産業に 関する普及指導員の職務 に従事する職員に支給 (支給額) 給料月額の8/100の額			71,466 千円	327,825 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事 した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき一般職員 の場合5,300円、医師が入 院患者の病状等の急変等 に対処する場合20,000円 等	一部異なる	一般職員 の手当額 5,300円	71,344 千円	204,424 円
管理職員特別勤務 手当	管理職員が臨時又は緊急 の必要等により週休日又 は休日等に一定時間以上 やむを得ず勤務した場合 に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理 職手当の区分に応じ定め る額)	同じ	-	132,826 千円	664,130 円
夜勤手当	正規の勤務時間として深 夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、 勤務1時間当たりの給与 額の25/100の額	同じ	-	385,989 千円	137,558 円
休日給	祝祭日及び年末年始等の 休日において、正規の勤 務時間中に勤務すること を命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、 勤務1時間当たりの給与 額の135/100の割合を乗 じた額	同じ	-	983,823 千円	268,437 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日) において、支給対象地域 に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区 分及び職員の世帯等の区 分に応じた額	同じ	-	575,754 千円	71,602 円

6 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

	1 733 154	** TI	V EN 11 73	<u> </u>	. /	<u> </u>	_				
	区		分	給	彩	ŀ	月		額	等	
給	知		事			1,056,000	円	(1,320,000)円
料	副	知	事			875,500	円	(1,030,000)円
議	議		長			909,000	円	(1,010,000)円
員報	副	議	長			810,000	円	(900,000)円
酬	議		員			747,000	円	(830,000)円
	知		事	(23年度支給割合)							
期	副	知	事	2.90		月夕	}				
末手	議		長	(23年度支給割合)							
当	副	議	長	2.90		月夕	}				
	議		員								
'н				(算定方式)		(1期の手	当額)			(支給	計期)
退職	知		事	給料月額×在職月数×支給率	(65/100)	41,	184,00	0		任	期ごと
手当	副	知	事	<i>II</i> (5	55/100)	27,	192,00	0		IJ	
∄	備		考								

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。
 - 3 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間、知事、副知事についてはそれぞれ給料の20%、15%、 平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間、議長、副議長、議員については議員報酬の10%の 減額措置を行っている。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

+W 88 57	職員	数	対前年度	ナルバ展売出土
機関名	平成23年度	平成24年度	増減数	主な増減理由
ケn 事 対7 巳	5,325	5,240	△ 85	退職者の増による減
知事部局	(209)	(241)	(32)	
企業局	40	42	2	大規模造成事業のため増員
正 未 问	(2)	(2)	(0)	
病院局	704	674	△ 30	退職者の増及び新採用職員の減により、全体として減
州死何	(22)	(23)	(1)	
議会事務局	36	36	0	
俄云事伤凡	(0)	(1)	(1)	
教育委員会	17,505	16,963	△ 542	義務系教員を採用しなかったことによる減
教月安貝 云	(25)	(36)	(11)	
警察本部	3,577	4,059	482	震災対応のための警察官の緊急増員
音宗平印	(30)	(34)	(4)	
選挙管理委員会事務局	5	5	0	
医学目性安貝云学伤问	(0)	(0)	(0)	
監査委員事務局	23	23	0	
血且安貝爭物问	(0)	(1)	(1)	
人事委員会事務局	12	12	0	
八甲安貝公甲物川	(0)	(0)	(0)	
労働委員会事務局	11	11	0	
刀剛女只云ず伤凡	(0)	(0)	(0)	
海区漁業調整委員会	5	6	1	
四四原末则正女只云	(0)	(0)	(0)	
合計	27,243	27,071	△ 172	
口印	(288)	(338)	(50)	

⁽注)職員数は一般職に属する職員数であり、()内は再任用短時間勤務職員※で外書きです。

※ 再任用短時間勤務職員

地方公務員法(以下「法」という。)第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間あたりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の1週間あたりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。)に採用された職員。

(2) 復旧・復興に向けた人員の確保

知事部局では、東日本大震災及び原子力災害からの復旧及び復興事業を着実に推進するため、暫定的に職員の定数を増員し、任期付職員の採用や地方自治法に基づく都道府県等からの職員派遣の要請などにより、必要な人員の確保を図っている。

(ア)条例定数の状況

	平成18年4月1日	平成23年4月1日	平成24年10月改正
条例定数	5,862	5,512	5,812

[※]改正後の条例定数は、復旧及び復興の状況を勘案し、施行後5年以内に見直すこととしている。

(イ)任期付職員数(各年4月1日現在)

		·— /
	H23年度	H24年度
任期付職員数	_	106

[※]任期付職員数は、上記(1)の職員数の内数。

(ウ)都道府県等からの派遣職員数(各年4月1日現在)

	H23年度	H24年度
派遣職員数	152	202

[※]H23年度は年度中途からの派遣受入れであったため、年間の派遣決定数を計上。

8 公営企業職員の状況 (1) 工業用水道事業(企業局)

①職員給与費の状況

ア 決算

区	分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
			質収支		職員給与費比率	22年度の総費用に占
		A		В	B/A	める職員給与費比率
23	8年度	千円	千円	千円	%	%
		2,328,585	263,934	292,245	12.6	12.4

区分	職員数	給		与	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	32	143,601	37,907	56,320	237,828	7,432

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 6,659

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額の5%、 給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っている。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(23年度の状況)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	50.8 歳	390,359 円	619,344 円
全国平均	45.5 歳	362,100 円	550,637 円
事業者	歳		円

- 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。 (注)
 - 2 全国平均とは、工業用水道事業における全国平均値である。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業(福	島県)	普通会計(福島県)			
1人当たり平均支給額(23年度)		1人当たり平均支給額(23年度)			
	1,760 千円	1,644 千円			
		※工業用水道事業全国平均 1,500 千円			
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当 勤勉手当			
2.55 月分	1.35 月分	2.55 月分 1.35 月分			
(1.40) 月分	(0.65) 月分	(1.40)月分 (0.65)月分			
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による	加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
•役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%			
·管理職加算 15~25%		・管理職加算 15~25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(24年4月1日現在)

工業用水道事業(福島県)				普通会計(福島県)				
(支給率)	自己者	都合	勧步	愛•定年	(支給率)	自己都合	勧奨•定年	
勤続20年	23.50	月分	30.55	月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50	月分	41.34	月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50	月分	59.28	月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28	月分	59.28	月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置					その他の加算措置			
(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)					(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額	_ :	千円	_	千円	1人当たり平均支給額	6,689 千円	28,528 千円	
					※工業用水道事業全	全国平均	11,371 千円	

⁽注) 23年度における退職者なし。

ウ 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	支給対象者なし
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	支給対象者なし

⁽注) 支給対象者はなし。

工 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給総額(23年度決算)					75	千円
支給職員1人当たり平均3			7,500	円		
職員全体に占める手当支	給職員の割合(23年度)				31.0	%
手当の種類(手当数)				3		
手当の名称	主な支給対象職員	Ē	主な支給対象業務	左記職員に対	対する支	給単価
危険現場作業手当	出先機関職員	上等	「、トンネル内、道路 等の危険な現場にお ご行う作業に従事した	日額240円~	610円	
災害応急作業等手当	出先機関職員	箇戸 監初	てな災害が発生した 所において行う巡回 見、応急作業等に従 た場合	日額480円~	730円	
用地交渉等手当	出先機関職員	要な	也において事業に必 企土地の取得等に係 を送りました場	日額650円 正規の勤務時 加算	持間外50)/100

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	3	年	度	決	算)	15,464 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給年	額	(23	年 度	決算)	672 千円
支	給	実	績	(2	2	年	度	決	算)	6,943 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給 年	額	(22	年 度	決算)	289 千円

⁽注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	_	6,297 千円	251,860 円
住居手当	II.	同じ	_	3,327 千円	277,225 円
通勤手当	II	同じ	_	3,229 千円	119,582 円
単身赴任手当	II	同じ	_	1,721 千円	344,200 円
管理職手当	II.	同じ	_	7,331 千円	814,598 円
管理職特別勤務手当	JJ	同じ	_	463 千円	51,444 円

(2) 地域開発事業(企業局)

①職員給与費の状況

ア 決算

F 1	· ◆△ 井 田	사사되 사 코) 1년	ᄥᄆᄊᆫᆂ	(公井田) マトルフ	(A +)
区分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		質収支		職員給与費比率	22年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
23年度	千円	千円	千円	%	%
	477,967	-414,100	89,338	18.7	6.4

区 分	職員数	給		与	費	一人当たり
	А	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	11	42,932	14,509	16,356	73,797	6,709

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 7,075

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額の5%、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っている。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(23年度の状況)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
地域開発事業	41.8 歳	340,573 円	572,069 円
全国平均	47.5 歳	394,748 円	589,330 円
事業者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 - 2 地域開発事業は、公営企業会計区分上宅地造成事業に区分されており、全国平均とは、宅地造成事業における全国平均値です。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

地域開発事業(福島	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	普通会計(福島県)					
1人当たり平均支給額(23年度)		1人当たり平均支給額(23年度)					
	1,487 千円		1,644 千円				
		※宅地造成事業全国平均	1,565 千円				
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)					
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当				
2.55 月分	1.35 月分	2.55 月分	1.35 月分				
(1.40) 月分	(0.65) 月分	(1.40) 月分	(0.65) 月分				
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)					
職制上の段階、職務の級等による	加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置					
•役職加算 5~20%		·役職加算 5~20%					
•管理職加算 15~25%		・管理職加算 15~25%					

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(24年4月1日現在)

地域開發	発事業(福島県	[)	普通会計(福島県)				
(支給率)	自己都合	勧奨•定年	(支給率)	自己都合	勧奨•定年		
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		
その他の加算措置			その他の加算措置				
(定年前早期退職特例	问措置(2%~20g	%加算))	(定年前早期退職特	例措置(2%~20%)	加算))		
1人当たり平均支給額	一 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	6,689 千円	28,528 千円		
			※ 宅地造成事業全	国平均	16,214 千円		

⁽注) 23年度における退職者なし。

ウ 地域手当

(24年4月1日現在)

(= 1 1)(1 1)(1 1	
支給実績(23年度決算)	支給対象者なし
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	支給対象者なし

⁽注) 支給対象者はなし。

工 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給総額(23年度決算)			-	_	千円	
支給職員1人当たり平均3	支給年額(23年度決算)		-	_	円	
職員全体に占める手当支	給職員の割合(23年度)		-	_	%	
手当の種類(手当数)			1			
手当の名称	主な支給対象職員	-	主な支給対象業務	左記職員に対する	5支給単価	
用地交渉等手当	本局職員	要力	他において事業に必 は土地の取得等に係 を渉等に従事した場	日額650円 正規の勤務時間タ 加算	k50/100	

(注) 支給対象者はなし。

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	3	年	度	決	算)	7,561 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給年	額	(23	年 度	決算	í)	945 千円
支	給	実	績	(2	2	年	度	決	算)	3,325 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給年	額	(22	年 度	決算	í)	475 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(24年4月1日現在)

		一般行政	一般行政	支給実績	支給職員1人当たり		
手 当 名	内容及び支給単価	職の制度と	職の制度と	(22年度決算)	平均支給年額		
		の異同	異なる内容		(22年度決算)		
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	_	1,002 千円	200,400 円		
住居手当	IJ	同じ	_	702 千円	351,000 円		
通勤手当	IJ	同じ	_	3,259 千円	325,952 円		
管理職手当	II	同じ	_	1,961 千円	653,770 円		
管理職特別勤務手当	II	同じ		24 千円	12,000 円		

(3) 病院事業 (病院局)

①職員給与費の状況

ア決算

区 分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		質収支		職員給与費比率	22年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
23年月	千円	千円	千円	%	%
	12,683,569	-946,339	7,303,694	57.6	58.5

区分	職員数	給		与	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
23年月	E 人	千円	千円	千円	千円	千円
	717	3,022,852	910,393	1,072,035	5,005,280	6,981

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 7,266

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額の5%、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っている。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (23年度の状況)

	区 分	平均年齢	基本給	平均月収額		
福	医師	45.3 歳	553,361 円	1,494,100 円		
島	看護師	44.4 歳	340,431 円	524,942 円		
県	事務職員	44.1 歳	341,692 円	548,205 円		
^	医師	44.2 歳	555,250 円	1,364,877 円		
全国	看護師	37.9 歳	301,712 円	478,374 円		
	事務職員	43.5 歳	362,444 円	569,991 円		
	事 業 者	歳		円		

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

/ //// 1								
病院事業(福島県	具)	普通会計(福島県)						
1人当たり平均支給額(23年度)		1人当たり平均支給額(23年度)						
	1,495 千	円		1,644 千円				
			※病院事業全国平均	1,432 千円				
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)						
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当					
2.55 月分	1.35 月分	Ì	2.55 月分	1.35 月分				
(1.40) 月分	(0.65) 月分	ì	(1.40) 月分	(0.65) 月分				
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)					
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置					
•役職加算 5~20%		•役職加算 5~20%						
·管理職加算 15~25%		·管理職加算 15~25%						

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(24年4月1日現在)

病院	事業(福島県)		普通会計(福島県)				
(支給率)	自己都合	勧奨•定年	(支給率)	自己都合	勧奨•定年		
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		
その他の加算措置			その他の加算措置				
(定年前早期退職特例	· 引措置(2%~20	%加算))	(定年前早期退職特任	列措置(2%~20%)	加算))		
1人当たり平均支給額	2,222 千円	29,021 千円	1人当たり平均支給額	6,689 千円	28,528 千円		
			※病院事業全国平均	J	7,355 千円		

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(24年4月1日現在)

(= 1 1/4 1 70 1	.,				
支給実統		41,896	千円		
支給職員1人当たり		872,833	円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員	員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	15 %		48 人		- %

工 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給総額(23年度決算)				152,612 千円	
支給職員1人当たり平均3	支給年額(23年度決算)			242,626 円	
職員全体に占める手当支	給職員の割合(23年度)			85.35 %	
手当の種類(手当数)				10	
手当の名称	主な支給対象職員	=	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単	鱼価
航空業務手当	右記業務に従事した医師又は看護師		空機に搭乗して行う 皆搬送等に従事した 合	1時間1,900円	
死体処理手当	右記業務に従事した医師又は看護師		本処理作業又は解剖 力作業に従事した場	日額1,100円等	
感染症防疫等作業手当	県立病院に勤務する医師又は看 護職員等	にま	や症病棟又は病室内 おいて患者の診療、 隻等業務に従事した	日額290円	
有害物等取扱手当	県立病院に勤務する職員	れか	く健康を害するおそ ぶある有害薬物調剤 务等に従事した場合	日額290円~390円	
放射線取扱手当	診療放射線技師等	を人	ックス線その他放射線 、体に照射する作業 こ従事した場合	日額240円等	
特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事するボイラー技士等	臭物の	温多湿、騒音又は悪 等により勤務環境が 悪な作業場等におい 一定時間以上の作業 詳事した場合	日額250円~290円	
保健福祉等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	福定に立会	申保健及び精神障害 此に関する法律の規 こより、精神障がい者 直接接して行う診察 会又は移送業務に従 た場合	日額340円	
夜間等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員		をに行われる看護の 务に従事した場合	1回1,240円~3,300円	
病院等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	の通専	完医療職給料表(一) 歯用を受ける職員が o.患者の診療に従事 ・場合	月額61,000円~165,000円	円
災害応急作業等手当	病院事業職員	るた	日本大震災に対処す め一定の区域内で つれる作業に従事し 場合	日額660円~40,000円	

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	3	年	度	決	算)	271,763 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給 年	額	(23	年 度	決 算	()	399 千円
支	給	実	績	(2	2	年	度	決	算)	329,762 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給 年	額	(22	年 度	決 算	()	434 千円

⁽注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(24年4月1日現在)

<u> </u>					
手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	_	67,157 千円	199,872 円
住居手当	IJ	同じ	_	35,262 千円	275,484 円
通勤手当	IJ	同じ	_	66,943 千円	131,778 円
単身赴任手当	IJ	同じ	_	5,471 千円	364,733 円
管理職手当	IJ	同じ	_	25,633 千円	712,028 円
特地勤務手当等	IJ	同じ	_	1,368 千円	171,000 円
宿日直手当	IJ	同じ	_	40,959 千円	650,143 円
夜勤手当	IJ	同じ	_	57,247 千円	186,472 円
休日給	IJ	同じ	_	89,581 千円	289,906 円
寒冷地手当	IJ	同じ	_	38,655 千円	64,318 円
初任給調整手当	IJ	同じ	_	214,159 千円	4,461,646 円